

9 2023
September

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2023 10 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					1 大安	2 赤口
3 先勝	4 友引	5 先負	6 仏滅	7 大安	8 赤口	9 先勝
10 友引	11 先負 <small>8月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (8月雇入分)</small>	12 仏滅	13 大安	14 赤口	15 友引	16 先負
17 仏滅	18 大安 敬老の日	19 赤口	20 先勝	21 友引	22 先負	23 仏滅 秋分の日
24 大安	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安

適格請求書発行事業者の登録申請手続 (令和5年10月1日から登録を受ける場合)

9月の税務と労務



税務

- 8月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 9月11日（月）まで
- 7月決算法人の確定申告と納付（法人税・消費税など）
 - ★届出により申告期限の延長特例あり（特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで）。
 - 決算応当日（月末決算では10月2日（月））まで
- 1月決算法人の中間申告と納付（法人税・消費税など）
 - 決算応当日（月末決算では10月2日（月））まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人（前年確定消費税額（国税）が400万円超の法人）のうち10月・1月・4月決算法人の中間申告と納付 → 決算応当日（月末決算では10月2日（月））まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人（前年確定消費税額（国税）が4,800万円超の法人）のうち6月・7月決算法人（申告期限延長の場合は5月・6月・7月決算法人）を除く法人の中間申告と納付 → 決算応当日（月末決算では10月2日（月））まで
- 適格請求書発行事業者の登録申請手続 → 9月30日（土）まで
 - （令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合）
 - ★令和5年度税制改正により3月末迄に提出が困難であった旨の記載不要。
 - ★新しい制度ですので、最新情報にご注意ください。

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（8月雇入分） → 9月11日（月）まで
- 外国人雇用状況届出書の提出（雇用保険の被保険者ではない外国人の8月雇入・離職分） → 10月2日（月）まで

●健康保険・厚生年金保険の保険料納付（8月分）

→10月2日（月）まで

●申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

標準報酬月額の定時決定

7月に届出をした報酬月額算定基礎届に対する決定通知書に基づき（標準報酬月額の定時決定）、9月分の社会保険料から新標準報酬月額に基づいて徴収・納付を行います。この社会保険料の取扱いにつき、税務・労務上の注意点を記載します。

[税務上の主な注意点]

役員報酬の損金算入要件の一つに定期同額給与があります。定期同額給与とは支給時期が1ヶ月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における「支給額」または「支給額から源泉税等の額を控除した金額」が同額であるものを言います。したがって、社会保険料の定時決定により役員の社会保険料徴収額等が変動する場合、源泉税等の額控除後の金額を変更させないように役員報酬そのものを変動させたとしても、定期同額に該当します。ただし、その場合は固定的賃金の変動に当たり、標準報酬月額の随時改定にも注意する必要があります。

[労務上の主な注意点]

冒頭に記載した標準報酬月額の定時決定のほか、下記3要件の全てを満たした場合は原則として標準報酬月額の変更手続（随時改定）が必要なので、手続漏れがないように注意しておく必要があります。

- ①固定的賃金が変動した
- ②変動月以降も引き続き3か月とも支払基礎日数が17日以上ある
- ③変動後の標準報酬月額に2等級以上の差が生じる



令和5年10月
から始まる!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

少額特例（請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置）

令和5年度税制改正において、インボイスの保存がなくても仕入税額控除を認める「少額特例」が創設されました。

1 少額特例の創設

区分記載請求書等保存方式においては、3万円未満の課税仕入れにつき請求書等の保存を不要とする特例（以下「3万円未満の特例」といいます。）があります。この3万円未満の特例は、インボイス制度への移行に伴い廃止されます。実務では、3万円未満の特例に代わる事務負担軽減措置が求められていました。

そこで、令和5年度税制改正により、少額特例（請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置）が設けられました。

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、インボイス制度の開始から令和11年9月30日までの期間において行う税込1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存を要せず、帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たすことができます。

基準期間における課税売上高1億円以下、又は、特定期間における課税売上高5,000万円以下

令和11年9月30日まで

1万円未満の課税仕入れはインボイスの保存不要

2 中小事業者対策としての経過措置

少額特例は、①6年間の経過措置であること、②一定規模以下の事業者に限定されること、③適用対象となる金額が1万円未満であることと、3万円未満の特例よりも相当に縮小された制度となっています。

その理由については、インボイス制度への移行が、軽減税率の導入をフォローするものであるということを想起しなければなりません。消費税は、軽減税率の導入により複数税率制度となったため、売手と買手との間で適用税率を一致させる必要が生じ、その手段としてインボイスを用いることとなりました。軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡は、少額な取引となることが多く、したがって、少額であっても正確な適用税率の判定のために証憑が必要となります。

ただし、実務への配慮として、「インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置を講ずる」（財務省）こととされ、少額特例が設けられました。

課税売上高1億円以下というのは、全事業者の90.7%、現状の課税事業者の76.1%をカバーする水準であり、取引額1万円は、クレジットカードの平均決済単価およそ5,000円（推計）をカバーするとされています。

3 留意点

①特定期間における課税売上高の5,000万円は、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額の判定によることはできません。

②課税期間の途中であっても、令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、適用はありません。

③1万円の判定は、一商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額が税込1万円未満であるかどうかにより判定します。

例1 9,000円の商品と8,000円の商品を同時に購入した場合は、合計17,000円（1万円以上）の課税仕入れとなります。

例2 月額20万円（稼働日21日）の外注は、約した役務の取引金額によることになります。月単位の取引と考えられ、月単位で20万円（1万円以上）の課税仕入れとなります。

④仕入税額控除の要件としてインボイスの保存が不要であっても、会社の経費精算や法人税の損金の額の確認のためには、証憑が必要となります。したがって、1万円未満の経費の支払について、領収書を一切受け取らないといった実務は想定されません。少額特例の効果は、1万円未満の課税仕入れについては、受け取った証憑がインボイスとして成立していなくても仕入税額控除は否認されないという程度に留まるものと考えられます。